

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	
〈5・28揭示〉	1
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出 (中山間地域対策課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示 (2件) (治山林道課)	2
○公共測量の実施の通知 (6件) (用地対策課)	2
○公共測量の終了の通知 (2件) (")	3
公 告	
○土地改良区の清算人の退職 (農業基盤課)	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (6・1揭示)	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (6・1揭示)	3
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (")	3
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (")	3

告 示

高知県告示第357号の2

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和8年5月28日に次のとおり認可した。

令和8年5月28日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5

(2) 漁業権の免許番号

内共第513号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第3条第2項中「水中眼鏡」を「シュノーケル又は水中眼鏡」に改める。

第4条第2項中「坂折川」を「坂折川中越知町桐見治水ダムえん堤から下流」に改め、同項の表中「下流及び同町長屋の発電用えん堤」を「下流、同町長屋の発電用えん堤から下流及び越知町桐見治水ダムえん堤」に、「上流及び同町長屋の発電用えん堤」を「上流、同町長屋の発電用えん堤から上流及び越知町桐見治水ダムえん堤」に改め、同条第5項の表中「及び仁淀川」を「、仁淀川」に、「下八川第4発電所放水口まで」を「仁淀川本流と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川本流の同川と仁淀川支流上八川川との合流点から下流」に改める。

第5条第5項の表中「及び仁淀川」を「、仁淀川」に、「下八川第4発電所放水口まで」を「仁淀川本流と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川本流の同川と仁淀川支流上八川川との合流点から下流」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年6月1日

高知県告示第382号

平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示し、令和7年5月高知県告示第377号（認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新）で有効期間の更新をした認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
土佐の里山グループ合同会社
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
弘田 純清
- 4 変更事項

法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係る変更であって、捕獲従事者の追加又は捕獲従事者の狩猟免許の種類に係るもの以外のもの

- 5 変更年月日
令和8年5月19日

高知県告示第383号

令和8年3月高知県告示第185号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1) 登記簿記載の住所
土佐郡十六村中追407番地
 - (2) 氏名
松崎 金治
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町中追字明神2606の1から2606の3まで、2607の2
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第384号

令和8年3月高知県告示第186号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1) ア 登記簿記載の住所
吾川郡名野川村鷺ノ巣51番地
イ 氏名
片岡 盛吉
 - (2) ア 登記簿記載の住所
吾川郡名野川村鷺ノ巣41番地
イ 氏名
亀井 虎治
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町鷺ノ巣字カラタニ252、字カラタニノウエ398、401から403まで、字ツボノモト404の1、404の2、405、406の1、407、408の1、408の2、409から413まで、字ホヲノキガサコ414、415、字ヨコヤブ397の2、字ヨラジバタ388、389、字ロクジザワ464から466まで
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第385号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（3・4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年5月25日から令和9年3月15日まで
- 3 作業地域
高岡郡中土佐町大野見横野々

高知県告示第386号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量）
- 2 作業期間
令和8年5月25日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
吾川郡いの町

高知県告示第387号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和8年4月29日から令和9年1月29日まで
- 3 作業地域
幡多郡黒潮町熊野浦

高知県告示第388号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和8年5月2日から令和9年1月29日まで
- 3 作業地域
幡多郡黒潮町熊野浦

高知県告示第389号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和8年6月1日から令和9年1月29日まで

3 作業地域
幡多郡黒潮町熊野浦

高知県告示第390号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年5月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和8年6月1日から令和9年1月29日まで

3 作業地域
幡多郡黒潮町熊野浦

高知県告示第391号

南国市長から令和7年6月高知県告示第457号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月13日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第392号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和8年1月高知県告示第55号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、本山町木能津マカワ土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

令和8年6月9日

高知県知事 濱田 省司

氏 名 住 所
杉本 嘉彦 長岡郡本山町助藤49番地

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 中嶋 真琴

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表4の項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規程は、令和8年6月9日から施行する。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第28号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表4の項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第29号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表4の項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第30号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表4の項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。